

周南市消費生活センター条例制定について

周南市消費生活センター条例を次のように定める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市消費生活センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに法第8条第2項各号に掲げる事務（以下「消費生活センター事務」という。）により得られた情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び住所等の公示)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

(職員)

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センター事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(研修の機会の確保)

第4条 消費生活センターは、消費生活センター事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するよう努めるものとする。

(情報の安全管理)

第5条 消費生活センターは、消費生活センター事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を行

うものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めのあるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。